

## 取りまとめた犯罪被害者等の声

①事案種別				②主な既存制度の活用状況						③必要と考えられる具体的施策											備考			
区分	No.	罪種	件数	経済支援	法律相談等	医療費補助	カウンセリング	その他	計	経済的負担の軽減						雇用の安定			県民の理解増進	その他		計		
										葬祭関係費	医療費交通費	転居費用	立替給付金	弁護士費用	その他(※)	小計	理解促進	休暇制度					小計	
A	1	殺人	10	4	6	1	2	4	17	2	1	0	0	0	3	6	2	3	5	0	5	16	殺人未遂2件含む。	
	2	強盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	3	放火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4	強制性交等	8	1	4	2	3	3	13	0	1	3	0	0	2	6	1	0	1	1	3	11		
	5	略取誘拐・人身売買	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6	強制わいせつ	12	0	10	3	4	5	22	0	0	3	2	2	3	10	1	0	1	2	3	16		
	7	重傷害	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	犯給制度対象事案
		小計	31	6	20	6	9	12	53	2	2	6	3	2	9	24	4	3	7	3	11	45		
B	1	傷害	27	10	25	0	0	14	49	0	7	8	5	4	12	36	1	0	1	3	0	40	DV 5件含む。	
	2	交通事故	7	0	4	0	3	2	9	0	1	0	0	0	1	2	2	0	2	4	1	9	死亡事故2件含む。	
	3	その他	10	0	7	0	0	6	13	0	0	1	1	1	6	9	1	0	1	0	3	13		
		小計	44	10	36	0	3	22	71	0	8	9	6	5	19	47	4	0	4	7	4	62		
	計	75	16	56	6	12	34	124	2	10	15	9	7	28	71	8	3	11	10	15	107			

## 【備考】

## 1 情報の内容について

犯罪被害に関する事案について、高知県警察、こうち被害者支援センター（以下「センター」という。）及び高知弁護士会から情報提供されたものを取りまとめた。  
高知県警察は平成18年から令和元年まで、センターは平成21年から令和元年まで、高知弁護士会は平成23年から令和2年までに発生したもので、重複の可能性がある。

## 2 表の見方について

- 上表の区分Aは**重要犯罪**に分類されるもの（30件）及び**犯罪被害者等給付金制度**の対象となる重傷害の事案（1件）、区分Bはそれ以外のもの（44件）を集計した。
- 「②主な既存制度の活用状況」では、基本的な業務である相談業務及び付添支援等のほか、裁判等の手続に関する事項は除外した。
- 「③必要と考えられる具体的施策」の「経済的負担の軽減」では、1事案で複数の制度が記載された場合があったので、それらは、該当する項目にそれぞれ集計した。  
また、「その他(※)」は、その用途が限定されていないもので、具体的には、生活資金貸付、見舞金、給付金等が該当する。